

議案第76号 小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）により、平成27年10月からマイナンバー制度が開始されることに伴い、マイナンバーをその内容に含む「特定個人情報」の取扱いについて、小松島市個人情報保護条例に規定するもの。

《主な改正内容》

- ①各条文について、個人情報に特定個人情報を含むか否かを明確化。（第1条他）
- ②「特定個人情報」、「情報提供等記録」、「特定個人情報ファイル」等、マイナンバー制度に関する新たな定義を追加。（第2条）
- ③マイナンバーを含む特定個人情報については、本人の同意があっても、例外として認められる場合を除いて目的外利用できないなど、従来の個人情報よりも厳格な取扱いを規定。（第9条の2）
- ④特定個人情報保護評価を行う場合に意見を聴く第三者機関を小松島市情報公開・個人情報保護審査会とした。（第10条の2）  
※ただし、本市の場合、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第4条第1項第8号ロ（保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が1万人以上10万人未満かつ事務に従事する者の数が500人未満かつ特定個人情報の漏えい等の重大事故の発生がないこと）に該当するため、当面は第三者機関への意見聴取は不要。
- ⑤自己に係る特定個人情報の開示請求については、本人の委任による代理人が請求できることとした。（第13条第2項他）
- ⑥特定個人情報が不正に利用されているときは、利用停止等の請求ができることとした。（第20条第2項他）

小松島市個人情報保護条例(平成12年小松島市条例第53号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、憲法の保障する個人の尊厳確保の理念に基づき<u>個人情報の収集等</u>についての基本的事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにし、市政の適正な運営に資するとともに、もって個人の基本的人権を擁護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 個人情報の収集等 <u>個人情報の収集、保管(廃棄及び消去を含む。)</u>及び利用をいう。</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、憲法の保障する個人の尊厳確保の理念に基づき<u>個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）</u>の収集等についての基本的事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにし、市政の適正な運営に資するとともに、もって個人の基本的人権を擁護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 個人情報の収集等 <u>個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）</u>の収集、保管(廃棄及び消去を含む。)及び利用をいう。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(9) <u>特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定</u></p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

<p>(実施機関及び職員の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、<u>個人情報</u>の保護について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関の職員は、職務上知り得た<u>個人情報</u>をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p><u>個人情報ファイル</u>をいう。</p> <p>(10) <u>情報提供等記録</u> 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された<u>特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(実施機関及び職員の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、<u>個人情報</u>（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。</u>）の保護について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関の職員は、職務上知り得た<u>個人情報</u>（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。</u>）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
<p>(出資法人等の責務)</p> <p>第4条 小松島市が出資する法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体のうち実施機関が定めるものは、第1条の目的に即し、<u>個人情報</u>の保護のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(出資法人等の責務)</p> <p>第4条 小松島市が出資する法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体のうち実施機関が定めるものは、第1条の目的に即し、<u>個人情報</u>（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。</u>）の保護のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、事業活動に伴い個人情報の収集等を行うときは、<u>個人情報</u>が個人の基本的な人権に係る事項であることを深く認識し、個人情報の収集等について適切な保護措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、事業活動に伴い個人情報の収集等を行うときは、<u>個人情報</u>（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。</u>）が個人の基本的な人権に係る事項であることを深く認識し、個人情報の収集等について適切な保護措置を講ずるよう努めなければ</p>	<p>改正</p>

(利用・提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外のものに提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、目的外利用等を行うことができる。

(1)～(7) 略

3 実施機関は、目的外利用等をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。

ばならない。

(特定個人情報以外の個人情報の利用・提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を収集目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外のものに提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、目的外利用等を行うことができる。

(1)～(7) 略

3 実施機関は、目的外利用等をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用す

改正

改正

追加

追加

追加

(個人情報ファイルの作成等)  
 第10条 実施機関は、新たに個人情報ファイルを作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。  
 (1)～(6) 略  
 2～4 略

ることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(個人情報ファイルの作成等)  
 第10条 実施機関は、新たに個人情報ファイルを作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。  
 (1)～(6) 略  
 2～4 略

(特定個人情報保護評価)  
 第10条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

追加

追加

追加

追加

(自己情報の開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、第10条の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求手続)

第14条 前条第1項の規定に基づき自己情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより開示請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であること

(自己情報の開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、第10条の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている自己に関する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「自己情報」という。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 次の各号に掲げる者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。)

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

(開示請求手続)

第14条 前条第1項の規定に基づき自己情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより開示請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報

改正

改正

改正

を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

### 3 略

(自己情報の訂正、削除及び中止請求)

第20条 何人も、自己情報について誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、第7条又は第8条の制限を超えて自己情報が収集されていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の削除を請求することができる。

3 何人も、第9条の制限を超えて自己情報の目的外利用等が行われていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

を含む。次条から第19条までにおいて同じ。)の本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

### 3 略

(自己情報の訂正等の請求)

第20条 何人も、自己情報について誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、第7条又は第8条の制限を超えて自己情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)が収集されていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の削除を請求することができる。

3 何人も、第9条の制限を超えて自己情報の目的外利用等が行われていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

4 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の指定により特別の手続きが定められているとき

改正

改正

追加

	<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき</u> 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) <u>番号法第19条の規定に違反して提供されているとき</u> 当該特定個人情報の提供の停止</p>	追加
<p>4 第13条第2項の規定は、<u>前3項</u>に規定する請求(以下「訂正等の請求」という。)の場合に準用する。</p> <p>(訂正等の請求による停止)</p>	<p>5 第13条第2項の規定は、<u>前各項</u>に規定する請求(以下「訂正等の請求」という。)の場合に準用する。</p> <p>(訂正等の請求による停止)</p>	改正
<p>第21条 実施機関は、前条の規定による自己情報の訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定を行うまでの間、当該<u>個人情報</u>の利用又は提供を停止するものとする。ただし、停止によって実施機関の正当な行政執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。</p>	<p>第21条 実施機関は、前条の規定による自己情報の訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定を行うまでの間、当該<u>自己情報</u>の利用又は提供を停止するものとする。ただし、停止によって実施機関の正当な行政執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。</p>	改正
<p>(訂正等の実施)</p> <p>第24条 実施機関は、前条第1項の規定により、自己情報の訂正等の請求を認める決定をしたときは、速やかに当該自己情報を訂</p>	<p>(訂正等の実施)</p> <p>第24条 実施機関は、前条第1項の規定により、自己情報の訂正等の請求を認める決定をしたときは、速やかに当該自己情報を訂</p>	



<p>正し，<u>削除し，又は目的外利用等を中止しなければならない。</u></p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第29条 法令等の規定により，<u>個人情報</u>が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧，謄本，抄本若しくは写しの交付，記録の訂正若しくは削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については，その定めるところによるものとし，この条例は適用しない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>正し，<u>削除し，目的外利用等を中止し，又は利用停止しなければならない。</u></p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第29条 法令等の規定により，<u>個人情報（特定個人情報を除く。）</u>が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧，謄本，抄本若しくは写しの交付，記録の訂正若しくは削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については，その定めるところによるものとし，この条例は適用しない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
---	---	---------------------